

【国民生活事業】令和2年度第2次補正予算を受けた 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充等に関するQ&A

(令和2年7月1日現在)

＜新型コロナウイルス感染症特別貸付(生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。以下同じ。)の拡充に関するお問い合わせ＞

Q1-1 新型コロナウイルス感染症特別貸付の拡充を盛り込んだ令和2年度第2次補正予算が令和2年6月12日に成立しましたが、具体的に融資制度がどのように変わったのか教えてください。

A1-1 ご融資限度額が「6,000万円」から「8,000万円」に拡充されました。また、低減利率(当初3年間基準(災害)-0.9%)の限度額が「3,000万円」から「4,000万円」に拡充されました。これに伴い、いわゆる「実質無利子化」の対象も「4,000万円」までとなりました。

	制度拡充後	制度拡充前
ご融資限度額	8,000万円	6,000万円
低減利率の限度額	4,000万円	3,000万円

「実質無利子化」とは…

新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご融資後は、利息も含め日本公庫にご返済いただきますが、後日、低減した利率の利息部分について、お客さまへお返しする利子補給の制度(特別利子補給制度)(注)が政府において設けられることとなっており、この利子補給を受けることで、当初3年間は実質的に無利子でご利用いただけるというものです。

(注) 新型コロナウイルス感染症特別貸付(※1)を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

	小規模事業者(※2)	中小企業者(※2)
個人	要件なし(※3)	売上高▲20%以上(※3)
法人	売上高▲15%以上(※3)	

(※1) 特別貸付の要件は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する方であって、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

(1) 最近1カ月の売上高が、前年または前々年の同期と比較して、5%以上減少

(2) 業歴が3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1カ月の売上高が、次のいずれかと比較して、5%以上減少

① 過去3ヵ月(最近1ヵ月含む。)の平均売上高

② 令和元年12月の売上高

③ 令和元年10~12月の平均売上高

(※2) 小規模事業者とは、卸・小売業、サービス業は「常時使用する従業員(*)が5名以下の企業」、それ以外の業種は「常時使用する従業員が20名以下の企業」をいいます。中小企業者とは、この他の中小企業をいいます。

(*) 労働基準法上における「予め解雇予告を必要とする者」

(※3) 売上高要件の比較は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等で確認する最近1ヵ月に加え、その後2ヵ月も含めた3ヵ月間のうちのいずれかの1ヵ月で比較します。

特別利子補給制度の具体的な手続きや実施機関などについては、詳細が経済産業省・中小企業庁ホームページ等で公表されるまで今しばらくお待ちください。

Q1-2 拡充後の融資制度はいつから始まりますか。

A1-2 令和2年7月1日から、お取扱いを開始いたしました。

なお、今回の制度拡充前に「新型コロナウイルス感染症特別貸付」をご利用いただいた方で、「3,000万円」を超えた部分について「基準利率(災害)」を適用しているご融資については、「4,000万円」まで、ご融資時に遡って低減利率を適用することができます。お手続きについては、改めてご案内いたします。

<民間金融機関の実質無利子化に関するお問い合わせ>

Q2 民間金融機関の「実質無利子化」融資の限度額も、4,000万円まで拡充されますか。

A2 民間金融機関の「実質無利子化」融資の限度額も4,000万円まで拡充されました。詳しい情報については、恐れ入りますが、中小企業金融相談窓口(0570-783183、平日・土日祝日9:00~17:00)にお問い合わせください。

参考：[経済産業省「民間金融機関における実質無利子・無担保融資」](#)

<新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付(新型コロナ対策資本性劣後ローン)(生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を含む。以下同じ。)の概要に関するお問い合わせ>

Q3-1 資本性劣後ローンとはどのような融資制度ですか。

A3-1 資本性劣後ローンは、他の特定の債権又は一般の債権より返済の順位が劣る借入のことです。公庫では、「挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)」という名称で資本性劣後ローンをお取り扱いしております。

現行の資本性ローンの主な特徴は、以下のとおりです。

- (1) 元金は最終期限一括でのご返済となり、最終回までは、利息のみの支払となります。
- (2) 業績に応じて金利が決定される仕組みとなっており、赤字のときは金利負担が小さくなります。そのため、安定的な返済計画を立てることができます。
- (3) 資本性ローンによる借入金は、法的倒産時には、償還順位が他の全ての債務に劣後します。

これらの特徴を備えた資本性ローンは、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができ、民間金融機関からの融資を受けやすくなります。また、資本性ローンは、株式ではないため、既存株主の持株比率を低下させることもありません。

現行の資本性ローンの詳細は、[こちら](#)をご覧ください。

Q3-2 新型コロナ対策資本性劣後ローンが現行の資本性ローンと共通する点、異なる点はどのような点ですか。

A3-2 現行の資本性ローンと共通する点は、次の通りです(主なもの)。

担保・保証人	無担保・無保証人
ご返済方法	期限一括償還
償還順位	法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務に劣後する。
その他	金融機関は資産査定上、自己資本とみなすことができる。

現行の資本性ローンと異なる点は、次のとおりです（主なもの）。

	新型コロナ対策資本性劣後ローン	現行の資本性ローン
ご利用いただける方	① J-Startup に選定された企業又は中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドから出資を受けた企業 ② 中小企業再生支援協議会の支援（注1）を受けて事業の再生を図る方 ③ 原則として認定経営革新等支援機関の指導を受けて事業計画を策定した方であって、民間金融機関等との協調支援により事業の発展又は継続を図る方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 創業後7年以内の者であって、技術・ノウハウ等に新規性が見られる方 ・ 経営多角化・事業転換を行う方 ・ 認定経営革新等支援機関の指導を受けて新たな取組みを行う方 ・ 中小企業再生支援協議会等の支援を受けて事業の再生を図る方 等
利率（年）	1.05%～4.8%（注2）	1.05%～6.20%（注3）
融資限度額	7,200万円（別枠）	4,000万円
ご返済期間	5年1ヵ月、10年、20年のうちいずれか	5年1ヵ月以上15年以内

（注1）「新型コロナウイルス感染症特別リスクスケジュール支援」又は「再生計画策定支援」をいいます。

（注2）当初3年間は1.05%。4年目以降は、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに2区分の利率が適用されます。

（注3）ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、貸付期間ごとに3区分の利率が適用されます。

Q3-3 すでに新型コロナウイルス感染症特別貸付で融資限度額まで利用していますが、追加で新型コロナ対策資本性劣後ローンを申込むことはできますか。

A3-3 新型コロナ対策資本性劣後ローンは、別枠7,200万円のご融資限度額を設けています。すでに新型コロナウイルス感染症特別貸付をご融資限度額までご利用いただいているお客さまも、お申込いただけます。

Q3-4 新型コロナ対策資本性劣後ローンは特別利子補給制度の対象となりますか。

A3-4 特別利子補給制度の対象とはなりません。実質無利子の融資をご希望の方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご利用をご検討ください。

Q3-5 新型コロナ対策資本性劣後ローンを申込するにあたって、注意することはありますか。

A3-5 通常のお申込書類に加えて、原則として新型コロナ対策資本性劣後ローン専用の事業計画書をご提出していただきます。専用の事業計画書の様式は、準備が整いしだい、日本公庫ホームページ上に掲載させていただきます。

Q3-6 繰上返済はできますか。

A3-6 原則として、ご融資後5年間は繰上返済はいただけません。

Q3-7 新型コロナ対策資本性劣後ローンはいつから始まりますか。

A3-7 お取扱いの開始時期については、日本公庫ホームページにて改めてご案内させていただきます。

<ご利用いただける方のうち、①に関するお問い合わせ>

Q3-8 「J-Startup」とは、どのようなものですか。

A3-8 「J-Startup」は、グローバルに活躍するスタートアップを創出するために、2018年6月に立ち上げられたスタートアップ企業の育成支援プログラムです。実績のあるベンチャーキャピタリス

トやアクセラレータ、大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、J-Startup 企業を選定し、大企業やアクセラレータなどの「J-Startup Supporters」とともに、官民で集中支援を実施しています。

経済産業省、日本貿易振興機構（JETRO）、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が事務局となり、プログラムの運営を行っています。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

Q3-9 中小企業基盤整備機構が出資する投資ファンドとは、どのようなものですか。

A3-9 中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」）は、新事業の創出や事業拡大、事業承継、事業再生などを支援することを目的に、投資事業を行う民間機関などとともに組成した投資ファンド（投資事業有限責任組合）に出資を行っています。

これらの投資ファンドのうち、「起業支援ファンド」又は「中小企業成長支援ファンド」に分類される投資ファンドから出資を受けた方が対象となります。

お客さまが出資を受けている投資ファンドが、中小機構が出資しているかどうかについては、中小機構「[出資ファンド検索システム](#)」からご確認いただけます。

<ご利用いただける方のうち、②に関するお問い合わせ>

Q3-10 中小企業再生支援協議会とは、どのような機関ですか。

A3-10 中小企業再生支援協議会は、中小企業の再生に向けた取り組みを支援するため、産業競争力強化法に基づき各都道府県に設置されている公正中立な公的機関です。中小企業再生支援協議会では、企業再生に関する知識と経験を持つ常駐専門家（弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融機関 OB 等）が、多様性、地域性といった中小企業の特徴を踏まえ、再生に向けた相談・助言から再生計画策定まで、個々の企業にあった、きめ細かな支援を行っています。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

Q3-11 中小企業再生支援協議会の行う新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール支援とはどのような支援ですか。

A3-11 中小企業再生支援協議会が令和2年4月1日より運用を開始した「新型コロナウイルス感染症特例リスケジュール計画策定支援」は、新型コロナウイルス感染症により先行きが見えない事業者を対象に、同感染症の影響減少まで、資金繰りが破綻しないように、元金の返済を止めた上で新規融資を含めた金融機関調整を行う支援になります。再生支援協議会が新支援完了後も毎月モニタリングを行い、事業者が希望すれば、順次再生計画策定支援を行います。詳しくは、[こちら](#)をご覧ください。

<ご利用いただける方のうち、③に関するお問い合わせ>

Q3-12 認定経営革新等支援機関と接点がなく、事業計画書の策定支援を受けることができません。自身で策定した事業計画書の提出をもって申込することはできますか。

A3-12 原則として、認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」）からの支援を受けて策定した事業計画書を提出していただく必要がありますが、顧問税理士や取引金融機関が認定支援機関の認定を受けていない、近くに認定支援機関が存在しないなどの事情がある場合で、認定支援機関からの支援を受けずとも事業計画書の策定が出来る場合は、お申込が可能ですので、最寄りの支店までご相談ください。

なお、認定支援機関は、以下のサイトから検索することができますのでご確認ください。

- ・ 金融機関以外：[中小企業庁HP](#)
- ・ 金融機関：[金融庁HP](#)

また、新型コロナ対策資本金劣後ローンの対象要件に当てはまらない場合でも、現行の資本金ローンのご相談をいただけます。あわせて、ご検討ください。

Q3-13 民間金融機関等との協調支援とは、どういったものですか。

A3-13 協調支援とは、原則として、民間金融機関等が日本公庫の融資に合わせて、または融資後一定の期間内に、新たな融資を行うことを指します。

なお、そのほかお客さまの資金繰りを改善するための支援であれば、協調支援として見なすことができる場合があります。詳しくは、最寄りの支店までお問い合わせください。

Q3-14 民間金融機関等との取引がない、民間金融機関等からの了承が得られない等の理由から、協調支援を受けられる見込みがありません。協調支援がなければ利用できませんか。

A3-14 新型コロナ対策資本金劣後ローンは、「本借入金を自己資本とみなすことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする」ことを目的とする制度ですので、民間金融機関等からの協調支援が必要となります。最寄りの金融機関、又は口座取引のある金融機関等にご相談ください。

なお、民間金融機関等からの協調支援を伴わない日本公庫の融資のみをご希望される方は、新型コロナウイルス感染症特別貸付等のご利用をご検討ください。